

甲 第 144 号 議 案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9
第8項」に改める。

- (1) 岡山市水道事業及び岡山市工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年市条例第60号）第7条
- (2) 岡山市病院事業の設置等に関する条例（平成12年市条例第47号）第11条
- (3) 岡山市市場事業の設置等に関する条例（平成13年市条例第63号）第6条
- (4) 岡山市下水道事業の設置等に関する条例（平成21年市条例第76号）第6条
(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年市条例第1号）の一部
を次のように改正する。

本則中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に，「第24
3条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に，「第173条第1項第1
号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は，令和8年9月24日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い，所要の措置を講ずるため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 145 号 議 案

岡山市宿泊税条例の制定について

岡山市宿泊税条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市宿泊税条例

(目的)

第1条 本市は、持続可能な観光の実現に向け、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境整備の充実その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 宿泊施設を利用する行為であって規則で定めるものをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号。以下「市税条例」という。）において使用する用語の例による。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(税率)

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

(減免)

第5条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免の必要があると認める者に対し、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第6条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設に係る旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者（下宿営業の営業者を除く。）又は宿泊施設に係る住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第8条 旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は旅館業又は住宅宿泊事業を開始する日の前日までに、前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。法人番号を有する者に限る。）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 経営開始予定年月日（申告の日において既に経営を開始している場合にあっては、経営開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による申告をした者は、同項各号に掲げる事項に異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第9条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち、納入に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（申告納入）

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収

すべき宿泊税に係る宿泊の総数，税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに，当該申告書に係る納入金を納入書によって納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず，特別徴収義務者が申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には，次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数，税額その他必要な事項を記載した納入申告書を，同表の右欄に掲げる日までに市長に提出するとともに，当該申告書に係る納入金を納入書によって同日までに納入しなければならない。
- ただし，宿泊施設の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には，その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について，その日から1月以内に，これを申告納入しなければならない。

1 2月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 市長は，前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは，同項の承認を取り消すことができる。

（不足金額等の納入の手續）

第11条 特別徴収義務者は，法第733条の16第4項，第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合においては，不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額，同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項若しくは第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第12条 市長は，特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税額の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては，当該特別徴収義務者の申請により，その宿泊税額が既に納入されているときはこ

れに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額を当該徴収金に充当することができる。

3 市長は、第1項の申請があったときは、前2項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して5年間当該帳簿を保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊者の総数及びそのうちの宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して2年間保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者の総数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第14条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類

（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

（関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）

第15条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（地方税に関する法令等の規定の適用）

第16条 第14条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令又はこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第18条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、市税条例の定めるところによる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者
- (2) 第13条第1項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかった者
- (3) 第13条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第13条第2項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第21条 第9条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受け

ていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を科する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日において現に旅館業又は住宅宿泊事業を営んでいる者又は同日から施行日までの間において旅館業又は住宅宿泊事業の営を開始しようとする者は、施行日の前日までに、第8条の規定の例により市長に申告しなければならない。
- 4 施行日前において次項の規定により第7条第2項の規定による指定を受けた者は、第8条の規定の例により市長に申告しなければならない。

(準備行為)

- 5 第7条第2項の規定による指定、第9条第1項の規定による承認及び同条第2項の規定による認定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 6 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

提案理由

法定外目的税として宿泊税を課するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 146 号 議 案

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

岡山市農業集落排水処理施設条例（平成2年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表吉田地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年12月28日から施行する。

提案理由

吉田地区農業集落排水処理施設を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 147 号 議 案

岡山市児童生徒支援教室条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市児童生徒支援教室条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童生徒支援教室条例の一部を改正する条例

岡山市児童生徒支援教室条例（平成30年市条例第53号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岡山市教育支援センター条例

第1条中「学校生活に適應できず，」，「学校への登校及び」及び「指導，」を削り，「岡山市児童生徒支援教室（以下「支援教室」を「岡山市教育支援センター（以下「教育支援センター」に改める。

第2条中「支援教室」を「教育支援センター」に改め，同条の表に次のように加える。

かがやき芳泉	岡山市南区芳泉三丁目2番5号
--------	----------------

第3条中「支援教室」を「教育支援センター」に改め，同条第2号中「学習指導，生活指導，体験活動等」を「学習，生活，体験活動等の支援等」に改め，同条第5号中「学校への登校及び」を削る。

第4条の見出し中「指導，」を削り，同条中「支援教室」を「教育支援センター」に改め，「指導，」を削る。

第5条中「支援教室に室長」を「教育支援センターにセンター長」に改める。

附 則

この条例は，令和8年10月1日から施行する。

提案理由

岡山市児童生徒支援教室の名称を改め、かがやき芳泉を設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。